

令和8年9月16日

報道機関各位

山形県総務部財政課長

山形県みらい企画創造部市町村課長

令和7年度財政の健全化判断比率等について

令和7年度の県及び県内市町村の財政の健全化判断比率と、その前提となる普通会計決算がまとまりましたので、お知らせします。

問合せ先

財政課 副主幹	菅野	023-630-2048
市町村課 課長補佐（財政担当）	黄木	023-630-3268
（広報監）総務部次長	早坂	
みらい企画創造部交通機能強化・DX推進監（兼）次長	佐藤	

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」に係る本県の状況について[速報]

令和 8 年 9 月
総 務 部

1 健全化判断比率（4指標）の状況（参考 標準財政規模 約 3,383 億円）

- （１）**実質赤字比率**（一般会計及び7特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
全会計とも黒字又は収支均衡であるため、該当なし
- （２）**連結実質赤字比率**（一般会計・7特別会計を含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率）
病院事業会計で資金不足が生じているものの全体では黒字であるため、該当なし
- （３）**実質公債費比率**（一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉R5～R7 平均 14.0%（R4～R6 平均 13.4%）
- （４）**将来負担比率**（公営企業、出資法人等を含め、一般会計等が将来負担すべき実質的負担の標準財政規模に対する比率）
〈状況〉210.6%（R6 212.2%）

2 公営企業における資金不足比率の状況

資金不足比率・・・資金不足額の事業の規模に対する比率（公営企業ごと）

〈対象〉流域下水道・電気・工業用水道・資産運用・水道・病院・土地取得・港湾整備

〈状況〉病院事業会計：1.5%（R6 8.5%）※その他会計：該当なし

《参考》 早期（経営）健全化基準及び財政再生基準について

比率名	R7	R6	早期（経営） 健全化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	該当なし	該当なし	3.75%	5%
連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	8.75%	15%
実質公債費比率	14.0%	13.4%	25%	35%
将来負担比率	210.6%	212.2%	400%	
資金不足比率（病院事業会計）	1.5%	8.5%	20%	
〃（その他）	該当なし	該当なし	20%	

以 上

令和7年度 山形県の普通会計決算の概要

令和 8年9月
総 務 部

普通会計決算とは、地方公共団体間の財政状況の比較分析などに活用される統計で、一般会計と特別会計（公営事業会計を含まない）を合算したものです。

1 歳入歳出決算額

（対前年度比）

（1）歳入	6,955億円	+213億円	（+3.2%）	
（主なもの）				
地方税	1,562億円	+ 90億円	（+6.1%）	定額減税の終了に伴う個人県民税の増加等
地方特例交付金	6億円	△30億円	（△83.0%）	定額減税減収補填特例交付金の減少等
地方交付税	2,000億円	+29億円	（+1.4%）	普通交付税の増加等
国庫支出金	1,137億円	+214億円	（+23.2%）	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増加等
繰入金	105億円	△98億円	（△48.2%）	財政調整基金繰入金の減少等
諸収入	885億円	△70億円	（△7.3%）	商工業振興資金貸付金元利収入の減少等
地方債	716億円	+66億円	（+10.1%）	土木公共事業費債、緊急自然災害防止対策事業費債の増加等
（2）歳出	6,821億円	+206億円	（+3.1%）	
（主なもの）				
人件費	1,462億円	△34億円	（△2.3%）	定年引上げに伴う退職手当の減少等
投資的経費	1,448億円	+172億円	（+13.4%）	災害復旧事業費の増加等
補助費等	1,605億円	+117億円	（+7.9%）	介護職員等処遇改善支援事業費、公立学校情報機器整備事業費の増加等
貸付金	815億円	△62億円	（△7.1%）	商工業振興資金貸付金の減少等
◇形式収支	134億円	+8億円	（+6.0%）	《歳入－歳出》
◇実質収支	65億円	+12億円	（+22.1%）	《形式収支－翌年度へ繰越すべき財源》

2 主な財政指標等

指 標 名	3年度	4年度	5年度	6年度 A	7年度 B	増減 B－A
①標準財政規模(億円)	3,410	3,301	3,301	3,355	3,383	+28
②経常収支比率(%)	88.7	94.4	92.4	95.8	93.4	△ 2.4
③財政力指数	0.36209	0.35964	0.35801	0.37417	0.37307	△0.00110

以 上

普通会計決算について【概念図】

普通会計とは

- 個々の地方公共団体ごとに一般会計、特別会計の範囲が異なっていることから、地方公共団体間の財政比較や、統一的な把握を可能とするため、地方財政統計等において用いられる会計区分です。
- 具体的には、一般会計と公営事業（電気事業、病院事業など）以外の特別会計をひとつの会計としてまとめた会計区分です。
- 普通会計決算は、地方財政計画の作成、地方公共団体間の財政状況の比較分析などに活用されます。

